

地域生活支援拠点等に係る加算一覧

機能	対象サービス	加算項目名	加算内容	地域生活支援拠点等の登録	運営規定の変更	算定要件	届け出先		備考
							拠点等登録	運営規定	
(1) 相談	・計画相談支援 ・障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回	要	要	地域生活支援拠点等として登録済みの特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れ対応を行った場合に算定。受入れ回数に応じて月4回まで算定可能。	市	市	地域生活支援拠点等の登録と同時に地域定着支援事業者の指定を受けている場合、地域定着支援サービス費との同時算定は不可。
(2) 緊急時の受入れ・対応	・短期入所	(地域生活支援拠点である場合の加算)	+100単位/日（地域生活支援拠点等の場合） +200単位/日（連携担当者を置き、医療的ケア児者、重度心身障害者または強度行動障害児者を支援した場合）	要	要	地域生活支援拠点等として登録済みの指定短期入所事業所が、短期入所の受入れ（通常時、緊急時問わず）を行った場合に算定可能。	市	県、市	初日に対する加算なので、同一対象者に対し、2泊3日を2回受け入れた場合は2日分算定可能。
		緊急短期入所受入加算	270単位/日（福祉型） 500単位/日（医療型）	不要	不要	緊急利用者ごとに加算。最大7日。（やむを得ない場合は14日まで）利用開始の当日～2日前までに連絡があり、通常の介護者の疾病等の事情により、緊急受入れの必要が生じた場合に算定可能。			受け入れの経緯や受け入れ後の対応について記録すること。居宅での生活に速やかに復帰出来るよう、相談支援事業所等と連携すること。
		定員超過特例加算	50単位/日	不要	不要	緊急利用者を受け入れたことを原因として定員の超過が起こった場合、緊急利用者1人につき10日間を限度として算定可能。また、この加算の該当期間中は定員超過減算、大規模減算は算定されない。加えて、満床であった場合でも、利用者へのサービス提供に支障がないのならば、居室での受入れは必須としない。			緊急利用者が複数の場合はそれぞれにつき10日まで算定可能。
	・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援A型・B型	緊急時受入加算	100単位/日	要	要	地域生活支援拠点等として登録済であり、連携担当者を配置している事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に算定可能。	市	県、市	
	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	100単位/回	不要	不要	利用者からの要請に24時間以内に対応した場合に加算。通常の介護計画に位置づけられないサービスを提供した場合に月に2回まで算定可能。			
		(拠点等登録済)	(上記に+50単位/回)	要	要	地域生活支援拠点等として登録済であり、連携担当者を配置している場合の加算。	市	県、市	
	・自立生活援助	緊急時支援加算（Ⅰ）	711単位/日	不要	不要	当該障害者の障害特性に起因して緊急の対応が必要になり、本人または家族等から要請され、深夜から早朝（22時から6時）にかけて速やかに訪問または一時的滞在による支援を行った場合に算定。			電話対応のみの場合は緊急時支援加算（Ⅱ）94単位/日の算定となる。（Ⅰ）（Ⅱ）同時算定はできない。
		(拠点等登録済)	(上記に+50単位/回)	要	要	地域生活支援拠点等として登録済であり、連携担当者を配置している場合の加算。	市	県、市	
	・地域定着支援	緊急時支援費（Ⅰ）	734単位/日	不要	不要	当該障害者の障害特性に起因して緊急の対応が必要になり、本人または家族等から要請され、速やかに訪問または一時的滞在による支援を行った場合に算定。			深夜から早朝（22時から6時）における電話対応のみの場合は緊急時支援加算（Ⅱ）95単位/日の算定となる。（Ⅰ）（Ⅱ）同時算定はできない。
		(拠点等登録済)	(上記に+50単位/日)	要	要	地域生活支援拠点等として登録済であり、連携担当者を配置している場合の加算。	市	県、市	

地域生活支援拠点等に係る加算一覧

(3) 体験の機会・場	・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援A型・B型	障害福祉サービスの体験利用支援加算	初日～5日目 500単位/日 6日目～15日目 250単位/日 ※給付決定期間中に最大15日まで算定可能	不要	不要	指定地域移行支援事業者と連携して体験利用の支援を行った場合に算定可能。 <i>例）指定障害者支援施設等が提供する生活介護等A →依頼→ 指定地域移行支援事業者B →委託→ 生活介護事業所等C A、Bは加算の算定が可能 Cは委託元であるBから委託料等の形で体験利用に係る諸費用を受け取る。委託料はB、C間で左記の加算を参考に協議する。</i>			・当該利用者の状況、相談内容等を記録する。 ・体験先利用期間中（昼間の時間帯）に利用者に対し訓練等の支援を提供する。 ・指定地域移行支援事業者と連絡調整、その他の相談援助を行う。
		（拠点等登録済）	（上記に+50単位/日）	要	要	地域生活支援拠点等として登録済であり、連携担当者を配置している場合の加算。	市	県、市	
	・地域移行支援	障害福祉サービスの体験利用加算	初日～5日目 500単位/日 6日目～15日目 250単位/日 ※給付決定期間中に最大15日まで算定可能	不要	不要	指定障害者支援施設等において提供される生活介護事業と連携して体験利用の支援を行った場合に算定可能。 <i>例）指定障害者支援施設等が提供する生活介護等A →依頼→ 指定地域移行支援事業者B →委託→ 生活介護事業所等C A、Bは加算の算定が可能 Cは委託元であるBから委託料等の形で体験利用に係る諸費用を受け取る。委託料はB、C間で左記の加算を参考に協議する。</i>			利用者に対し、課題や目標設定、体験期間や留意事項の共有をはじめとする一定の支援を行うこと。
		（拠点等登録済）	（上記に+50単位/日）	要	要	地域生活支援拠点等として登録済であり、連携担当者を配置している場合の加算。	市	県、市	
	・施設入所支援	地域移行促進加算（Ⅰ）	120単位/日	要	要	地域生活支援拠点等として登録済みの指定障害者支援施設等が入所中の利用者に対し、指定地域移行支援事業者と連絡調整、相談援助等で支援をした場合に算定可能。	市	県、市	・この加算を請求する日については基本報酬の算定対象外。連泊した場合、体験利用開始日と最終日は算定対象外のため、基本報酬を算定する。 ・指定地域移行支援事業者が体験宿泊支援加算を算定している期間のみ算定可能。
		地域移行促進加算（Ⅱ）	60単位/日	要	要	地域生活支援拠点等と連携の上、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る）を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に、月に3回まで算定可能。	市	県、市	指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯に入所者に対して実施したものについても算定可能。
	・地域移行支援	体験宿泊加算（Ⅰ）	300単位/日 ※給付決定期間中に最大15日まで算定可能	不要	不要	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定可能。			（Ⅰ）（Ⅱ）の合計で15日以内。 ※支給決定期間が更新された場合、その都度15日まで算定可能。
		体験宿泊加算（Ⅱ）	700単位/日 ※給付決定期間中に最大15日まで算定可能	不要	不要	夜間及び深夜時間帯を通じ、必要な見守り等支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合、15日を限度に算定可能。			
		（拠点等登録済）	（上記に+50単位/日）	要	要	地域生活支援拠点等として登録済であり、連携担当者を配置している場合の加算。	市	県、市	
(5) 地域の体制づくり	・計画相談支援 ・障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/回	要	要	地域生活支援拠点等として登録済みの特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、他の福祉サービス事業者（3者以上）と共同で対応し、在宅での療養に必要な説明や指導を行い、その内容を協議会に報告した際に月1回を限度に算定可能。	市	市	